

# topix 山口県協会活動紹介

会員の皆様よりのご意見の中で、「ケアマネ協会は会員のために何をしてくれているの」という質問をよく受けます。その役割の中で制度に反映させないとうしようもならない内容について、私たちは組織を使い、国にも意見を具申する体制をとれるよう頑張っています。そのため、山口県協会としては、地域支部協会、県協会、日本協会という三層構造の体制を堅持しております。

平成二十四年度より、皆様から協会や制度に対する意見を伺い、支部や県で対応できない、日本協会として国に意見を言っていたいただきたい内容については、日本の社員総会や地域代表者会議の場を通じて山口県としての意見を提案するようにしております。もともと、地域代表者会議について議決権はなく、私がお会長になった当初の会議では、その場で意見を言えない雰囲気でしたが、その後、皆様の貴重な意見を制度に反映すべく、会議の場で書面や口頭で意見を提案するようになってから、最近では、地域の意見を日本協会の活動や社保審の場で提案をしてくれる日本協会に変わってきています。

今回は、平成二十四年度よりの日本協会への意見提言の内容とそれに対する日本協会の回答を一部抜粋でご紹介させていただきます。平成二十七年度の改正まであと一年となりました。皆様が日々感じている疑問や、もっ

とこうなればよいのという意見は今後も日本協会へ提案し、制度に反映させるようにしていきたいと考えていますので、今後ともよろしく願います。

平成二十四年度第二回都道府県支部長会議での意見提言

◆全県の日本介護支援専門員協会への入会率に関して

各都道府県の日本介護支援専門員協会の入会率は各県によってかなりのばらつきが見られます。ただ、今の状況では、介護支援専門員という職能団体が丸となり、国民のために意見提言していくという機能が失われる結果になると思います。また、日本介護支援専門員協会の社員に関して、一人から五百名の会員で社員一名という基準であれば、少ない会員数であっても、一人は社員が確保されるということになっていきます。これでは、三層構造が維持できないのではないのでしょうか

回答

各都道府県別の入会状況で、職能団体として、会員数に比して入会率が極端に少ないというのはいや問題があると思っています。組織としてのあり方として、五百名以上で一人の代議員が出ているが、一人でも会員がいれば、代議員が出せるというのは、組織としては必要とは思いますが、今後検討していくことは必要だと考えている。具体的に何名以上と

いう数は申せないが、これから検討していきたい。

◆国への要望事項について

介護支援専門員の業務は、整備しなければならぬ書類が多い中、日々利用者宅や事業所を訪問し、調整業務を行っております。そのため、書類整理は残業せざるを得なくなり、かなりの業務量から、「介護支援専門員にはなりたくない」という声も聞かれます。自分達がしてきたケアマネジメントの記録を残していくことは、必要なことですし、今定められている書類も、必要であるからこそ備えられているものだと思いますが、そのあたりの調査等をしていただながら、書類整理の負担軽減を図っていただけるよう国に打診していただけたらと思います。

回答

書類の簡略化については、当協会としても把握しているところでもあるので、様々な検討の場で議論をしていきたいと考えています。

その他、日本介護支援専門員連盟について、事務局が日本協会内と表記されていることも指摘しています。協会と政治連盟が基本は別組織であり、誤解を招かないようにしていくことを了承していただきました。



平成二十五年度第五回社員総会での意見  
提案

◆居宅介護支援事業所の報酬体系

(一) 現在の特定事業所加算の減算が厳しいこと(一件の不具合で加算が算定できない)  
(二) 介護支援専門員がケアマネジメントを生計として業務をするという中で、独立型の居宅介護支援事業所を目指した場合、現在の報酬では厳しい現状がある。独立法人で単独居宅を運営する場合の、基本報酬をもう少し高く設定できないものだろうか。

回答

↓(一)について、全国を回っていると、都道府県によってかなり違いがある。厚生労働省の指導室に、制度どおりの指導をしていただくよう申し入れしていきたい。

↓(二)について、独立型については、昨年度老人保健事業の中で居宅介護支援事業所の経営モデルの調査を行った。賛否両論あるが、特定事業所加算をとっているところの独立経営は、一定の人数の確保と、マネジメントをきちんとしているところは、黒字になっているという結果になった。もっとその情報を公表していきたい。基本報酬はまだ低いと思っ

ているので、そこは、もっと知恵をだして、自立支援型の事業所で、第三者評価に値する事業所の報酬が高くてできるようにしていきたい。

平成二十五年度第一回都道府県支部長会議での意見提言

◆日本協会主催研修について

研修等が居宅偏重である感が否めない。介護支援専門員全体の役割、職責について示せるような働きかけが示される研修会の開催をお願いしたい。また施設介護支援専門員のあり方、役割が明確にされていない現状があり、施設介護支援専門員向けの役割が明確化できるような研修会の開催をお願いしたい。

回答

日本介護支援専門員協会の主催する研修会については、別途企画中です。特に、地域ケア会議への対応や個別援助計画との関係など早急に対応すべきものを中心に実施していきたいと考えています。

施設介護支援専門員の役割や職務分担等については、当初より基準や運営規程等において相応に定められています。施設の実情とのギャップが継続している状況です。

本年度は、老健協などの関係団体との連携を取りながら、施設介護支援専門員に関する研修会を加えていきたいと考えています。

◆要支援者の切り捨てについて

現在、厚生労働省の中で「要支援」と認定された軽度者向けのサービスを見直す方針を示しておられる。すなわち要支援者を介護保険サービスから外し、ボランティアなど活用

した市町村の事業で支援する方向で具体策を検討するとしている。

予防サービスを市町村事業に切り替えたとしても、財源の確保が困難あるいは社会資源に乏しい自治体においては、ますます地域間格差がすすむことは明らかである。

この現状は危機的状況であり、決して現在の利用者、更には将来の利用者にとって望ましいことではないと判断し、介護支援専門員としては反対の意思を明確にすべきと考える。

職能団体としての介護支援専門員協会として、要支援認定者の介護サービスの提供中止に断固として反対し、関係会議等を通じて出来る限り具体的な行動を示してほしいと考えているが、日本協会としての考えを示していただきたい。

回答

現状において、要支援者の介護保険サービスからの除外することには賛同はできかねます。地域間の格差についても現状の調査や情報収集を続けながら、本件に関する日本協会としての意思を明確にしていきたいです。

併せて、二〇二五年問題に表されるように、将来の高齢者の生活のあるべき姿に関しても明確なビジョンやメッセージを持って、考えを示していきたいと考えています。

もし、ご意見がある場合は、県協会までファックス及びメールいただけたらと思います。(ファックス番号およびメールアドレスは巻末に記載されています。)